

船橋市市民の森の設置及び管理に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の保存すべき民有樹林地を借り受け、緑地の保全並びに市民に憩いの場を提供することを目的とした市民の森の設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(市民の森の設置等)

第2条 市長は、緑地の保全とともにその利用も兼ね、主に樹林に覆われた民有地を借り受け、市民の森を設置するものとする。その借り受け面積は5,000㎡を標準とする。

2 市長は、第1項の規定により市民の森を設置したときは、当該区域内に市民の森である旨を表示した標識を設置するものとする。

(使用貸借契約の締結)

第3条 市長は、前条第1項の規定により市民の森を設置しようとする場合は、当該土地についてその所有者と使用貸借契約を締結するものとする。

2 使用貸借契約の契約期間は10年とする。ただし、特別の理由があるときはこの限りでない。

3 前項の契約期間が満了したときは、10年を超えない期間更新をすることができるものとし以後もまた同様とする。

4 第1項の規定により使用貸借契約を締結する場合の契約書は、別に定める土地使用貸借契約書によるものとする。

(施設の設置)

第4条 市長は、市民の森に自然の立地条件を活かし植生及び景観を損なわないよう、次の各号に定める施設で必要なものを設置するものとする。

- (1) 園路及び広場
- (2) 植栽、芝生、花壇、生垣等の修景施設
- (3) ベンチ、野外卓等の休養施設
- (4) 植物見本園、野鳥園等の教養施設
- (5) 便所、水飲場の便益施設
- (6) さく、標識等の管理施設

2 市民の森の施設は、安全上及び衛生上必要な構造を有するものとしなければならない。

(行為の制限)

第5条 市民の森において次に掲げる行為をしようとする者は、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 広告、宣伝、放送その他これらに類する行為をすること。
- (2) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (3) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (4) 興業を行うこと。
- (5) 競技会、展示会その他これらに類する催しをすること。

2 前項の承認を受けようとする者は、前項各号に掲げる行為をする日の1月前から申請することができる。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項各号に掲げる行為が、市民の森の位置する町会自治会等が社会教育又は社会福祉の一環として行うものその他公益上必要があると認められるものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当しない場合に限り、同項の承認をするものとする。

- (1) 公衆の市民の森の使用又は利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益となるとき。

4 市長は、第1項の承認に市民の森の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

5 第1項の承認の申請書にあつては市民の森内行為承認申請書（第1号様式）、承認を受けた事項の変更の申請書にあつては市民の森内行為承認変更申請書（第2号様式）とする。

（行為の禁止）

第6条 市民の森においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項若しくは第8条第1項の承認又は第9条の承認に係るものについては、この限りではない。

- (1) 市民の森の施設又は設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (6) その他市民の森の管理上支障のある行為をすること。

（使用の禁止等）

第7条 市長は、市民の森の損壊その他の理由によりその使用若しくは利用が危険である

と認められる場合又は市民の森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、市民の森を保全し、又はその使用者の危険を防止するため、区域を定めて、市民の森の使用又は利用を禁止し、又は制限することができる。

(市民の森施設の設置の承認)

第8条 清掃物置（以下「市民の森施設」という。）を市民の森に設置しようとする者は、土地所有者より当該土地の使用承諾を得たうえ、市長の承認を受けなければならない。承諾を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

2 市長は、前項の規定による設置が公衆の市民の森の使用に著しく支障を及ぼさず、かつ、必要と認められる場合に限り、同項の承認をするものとする。

3 市長は、第1項の承認に市民の森の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

4 第1項の承認の申請書にあつては市民の森施設設置承認申請書（第3号様式）、承認を受けた事項の変更の申請書にあつては市民の森施設設置承認変更申請書（第4号様式）、承認を受けた期間の更新の申請書にあつては市民の森施設設置承認期間更新申請書（第5号様式）とする。

(市民の森の占用の承認)

第9条 市民の森に前条に定める施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて占用しようとする者は、土地所有者の承認を得なければならない。

(承認証)

第10条 市長は、次の各号に掲げる承認をしたときは、当該各号に定める承認証を申請者に交付するものとする。

(1) 第5条第1項の承認 市民の森内行為承認証（第6号様式）

(2) 第8条第1項の承認 市民の森施設設置承認証（第7号様式）

(土地の維持管理)

第11条 市長は、土地を善良な管理者の注意をもって維持管理するものとし、樹木の選定など、通常必要とされる維持管理は市長の判断により行うことができるものとする。ただし危機回避のため樹木の伐採については、土地所有者の承諾を求めるものとし、承諾を得られなかった場合には、これに起因する損害は土地所有者の負担とする。なお、緊急避難の場合は承諾不要とする。

2 剪定などの維持管理、樹木の伐採の費用は市の負担とする。

(木竹の伐採等に関する協議)

第12条 市民の森の土地所有者は、当該土地に存する木竹を伐採し、若しくは他に譲渡しようとするとき、又は当該土地の所有権を移転しようとするとき、あらかじめ市長と協議しなければならない。

2 前項の協議を行おうとするときは、市民の森協議申出書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（使用貸借契約の解除等）

第13条 市長は、前条の協議の結果、当該土地を市民の森として利用することが不適当となると認められた場合は、第3条第1項に規定する契約を解除し、当該土地の部分に係る市民の森を廃止するものとする。

2 市長は、前項の規定により市民の森を廃止したときは、土地所有者及び市民の森の清掃業務を行う地域団体等に対して、当該土地の部分に係る市民の森を廃止した旨を市民の森（全部・一部）廃止通知書（第9号様式）により通知するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式

市民の森内行為承認申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

市民の森内行為について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

市民の森の名称						
場所又は施設				使用面積		
行為の目的						
行為の内容						
行為の日時						
備 考						
上記申請を承認してよろしいでしょうか。				起 案	月	日
				決 裁	月	日
課 長		補 佐		係 長	係 員	施 行
						月 日
						承 認 番 号
						第 号
条件又は指示事項						

第2号様式

市民の森内行為承認変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

市民の森内行為の承認を受けた事項を変更したいので、次のとおり申請します。

承認を受けた年月日 及び番号							
承認を受けた事項							
変更しようとする事項							
変 更 の 理 由							
上記申請を承認してよろしいでしょうか。						起 案	月 日
						決 裁	月 日
課 長		補 佐		係 長	係 員	施 行	月 日
						承認番号	第 号
条件又は指示事項							

第3号様式

市民の森施設設置承認申請書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

申請者氏名 (印)

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

市民の森施設を設置したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

市民の森の名称							
設置の場所						設置面積	
設置の目的及び内容							
設置の期間							
施設の種類及び構造							
施設の管理方法							
工事の実施期間							
工事の実施方法							
市民の森の復興方法							
上記申請を承認してよろしいでしょうか。						起案	月 日
						決裁	月 日
課長		補佐		係長	係員	施行	月 日
						承認番号	第 号
条件又は指示事項							

第4号様式

市民の森施設設置承認変更申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

市民の森施設の設置の承認を受けた事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

市民の森の名称							
承認を受けた年月日及び番号							
承認を受けた事項							
変更しようとする事項							
変更の理由							
上記申請を承認してよろしいでしょうか。						起 案	月 日
						決 裁	月 日
課 長		補 佐		係 長	係 員	施 行	月 日
						承認番号	第 号
条件又は指示事項							

第5号様式

市民の森施設設置承認期間更新申請書

年 月 日

船 橋 市 長 あ て

住 所

申 請 者 氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

承認に係る期間の更新を受けたいので、次のとおり申請します。

市民の森の名称								
承認を受けた年月日及び番号								
承認を受けた種別								
承認を受けた期間								
更新期間								
更新の理由								
上記申請を承認してよろしいでしょうか。						起 案	月 日	
						決 裁	月 日	
課 長		補 佐		係 長	係 員	施 行	月 日	
						承認番号	第 号	
条件又は指示事項								

第7号様式

市民の森施設設置承認証

第 号
年 月 日

様

船橋市長

印

市民の森施設の設置について次のとおり承認します。

市民の森の名称			
設置の場所		設置面積	
設置の目的			
設置の期間			
施設の種類及び構造			
条件又は指示事項			

第8号様式

市民の森協議申出書

年 月 日

船橋市長 へ

住所

申出者氏名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

船橋市市民の森の設置及び管理に関する要綱第12条の規定に基づき、市民の森に係る行為について次のとおり協議を申し出ます。

名 称	市民の森		
契 約 日	年 月 日		
契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
協 議 対 象 物 件	所 在 地	地 目	地 積 (m ²)
申出区分	<input type="checkbox"/> 伐 採 <input type="checkbox"/> 公益上の理由 <input type="checkbox"/> 所有者等の変更 <input type="checkbox"/> その他		
申出内容	(申出区分欄にチェックした事項について詳しく記入のこと。)		

第9号様式

市民の森（全部・一部）廃止通知書

年 月 日

土地所有者
団体名
代表者

} 様

船橋市長

印

船橋市市民の森の設置及び管理に関する要綱第13条の規定により、市民の森の（全部・一部）廃止したので通知します。

市民の森の名称	市民の森		
市民の森の所在地 (対象となる土地 の地番)	船橋市	解除面積等	m ² (筆)
		契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
廃止の事由			

□別紙

■借地を原則とする市民の森の取り扱いについて

①広場施設の設置並びに広場施設以外の工作物等の承認について

- ・ 行政財産は、地方公共団体により直接に行政の目的を遂行するために供される公有財産で、借地についてはこれに該当しない。

したがって、この広場施設の設置（要綱第8条）並びに広場施設以外の工作物等の設置（要綱第9条）は、土地所有者の承認を得なければならない。

②行為の制限

- ・ 行為の制限（要綱第5条）及び広場施設の設置（要綱第8条）の承認については、本要綱が法令，条例，規則等の法規ではないことから、法的拘束力がなく使用料については徴収できない。